

無菌調剤室の共同利用に関する指針

薬局名 _____

開設者 _____

1 総則

1-1. 趣旨

無菌調剤室を有しない _____ 薬局（以下、当薬局とする）の薬剤師が、徳島県薬剤師会調剤薬局（以下、会営薬局とする）の無菌調剤室を利用して行う無菌調剤の業務に係る適正な管理を確保するため、本指針を策定する。

1-2. 契約に基づく実施

当薬局は、無菌調剤を要する医薬品が含まれた処方箋を受け付けた場合、一般社団法人徳島県薬剤師会との契約に基づき、会営薬局の無菌調剤室を利用して当薬局の薬剤師が無菌調剤を行う。

2 共同利用する設備

当薬局が、会営薬局で利用する設備は、無菌調剤室で行う無菌調剤に必要なクリーンベンチ及び附属する器具・機材のみとする。

3 共同利用のための体制整備

3-1. 研修

当薬局では、開設者の責任の下、利用する薬剤師に対して無菌調剤に関する研修を継続して受講させるものとする。なお、研修の内容については、当薬局が別途研修記録を残しておくものとする。

3-2. 事故報告に関する体制整備

当薬局の薬剤師が会営薬局の無菌調剤室を利用して無菌調剤を行った際に発生した調剤事故などに適切に対応するため、利用した薬剤師は当薬局の管理者（開設者及び管理薬剤師）と一般社団法人徳島県薬剤師会双方に速やかに報告できる体制を整備する。

なお、報告すべき事項、報告の方法、報告に基づく改善措置、報告書の保存等については、当薬局の医療安全管理指針に準ずるものとし、具体的な方法については一般社団法人徳島県薬剤師会と協力の上、別途定める。

3-3. 管理体制

当薬局の薬剤師が会営薬局の無菌調剤室を利用して無菌調剤を行う際は、会営薬局の担当薬剤師の監督を受けるものとする。

4 その他

当指針は、一般社団法人徳島県薬剤師会の協力を得て作成し、必要に応じ改訂する。

作成日（西暦） 年 月 日